

山梨県公報

第千二百四十八号

平成十三年

十二月三日

月 曜 日

目次

| | | |
|----|-----------------------------------|-----|
| 告示 | 県営土地改良事業計画の変更 | 六二九 |
| | 道路の区域変更(二件) | 六二九 |
| | 建築基準法に基づく道路位置指定 | 六三〇 |
| | 換地計画の決定 | 六三〇 |
| | 県営土地改良事業計画書の写しの縦覧 | 六三〇 |
| 公告 | 土地改良事業施行認可申請の適当決定 | 六三〇 |
| | 毒物劇物取扱者試験の実施 | 六三〇 |
| | 山梨県林業改良指導員資格試験の実施 | 六三一 |
| | 平成十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度 | 六三一 |
| | 一般競争入札について | 六三二 |
| 正誤 | | 六三四 |
| | 平成十三年十月四日付け第千二百三十一号中 | 六三四 |

告示

山梨県告示第五百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業増穂地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年十二月三日

山梨県知事 天野 建

縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間
平成十三年十二月四日から平成十四年一月七日まで
- 三 縦覧場所
増穂町役場
- 四 異議申立期間
平成十四年一月八日から平成十四年一月二十二日まで

山梨県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月三日

山梨県知事 天野 建

| | | | |
|---|-------------|----------|-------|
| 区 | 道路の種類 | 県道 | |
| | 二 路線名 | 甲府昇仙峡線 | |
| 区 | 間 | 旧新の別 | |
| | 敷地の幅員(メートル) | 延(メートル)長 | |
| 中巨摩郡敷島町大字吉沢字中島三九一番の 一 地先から 中巨摩郡敷島町大字吉沢字西ノ原三二二 番の一 地先まで | 旧 | 六・〇 | 二七五・〇 |
| | 新 | 一一・〇 | 二七五・〇 |

山梨県告示第五百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月三日

山梨県知事 天野 建

| | | |
|---|-------------|----------|
| 区 | 道路の種類 | 県道 |
| | 二 路線名 | 葦崎昇仙峡線 |
| 区 | 間 | 旧新の別 |
| | 敷地の幅員(メートル) | 延(メートル)長 |

甲府市草鹿沢町字片久保口八三九番の二地
先から
甲府市草鹿沢町字大畑八〇八番地先まで

| 新 | 旧 |
|--------------|--------------|
| 一一・〇 三二・五 | 一〇・〇 一六・五 |
| 六〇・〇 | 六〇・〇 |

山梨県告示第五百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置
東八代郡石和町田中字大町千五百七十三番六、千五百五十六番五
- 二 道路の幅員
最大 六・二六メートル 最小 六・〇六メートル
- 三 道路の延長
九・二六メートル

山梨県告示第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区浅尾新田工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年十二月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年十二月四日から平成十四年一月七日まで
- 三 縦覧場所
明野村役場
- 四 異議申立期間
平成十四年一月八日から平成十四年一月二十二日まで

山梨県告示第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（あすた地区田園空間整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十三年十二月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年十二月四日から平成十四年一月七日まで
- 三 縦覧場所
須玉町役場
- 四 異議申立期間
平成十四年一月八日から同年一月二十二日まで

山梨県告示第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、須玉町長から協議のあった土地改良事業（桑原地区棚田地域等保全整備事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十三年十二月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年十二月四日から平成十四年一月七日まで
- 三 縦覧場所
須玉町役場
- 四 異議申立期間
平成十四年一月八日から同年一月二十二日まで

公 告

● 毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十三年十二月三日

山梨県知事 天 野 建

一 試験日

平成十四年二月九日（土）

二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立看護大学

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

- 1 筆記試験
 - 一 毒物及び劇物に関する法規
 - 二 基礎化学
 - 三 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験手続

- 1 提出書類
 - 一 受験願書
 - 二 履歴書（受験願書の裏面）
 - 三 戸籍抄本又は住民票の写し
 - 四 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもので、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものを履歴書の写真欄にはり付けること。）
- 2 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

七 受験願書の受付期間及び提出先

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

1 受付期間

平成十四年一月七日（月）から同月十一日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。ただし、郵送による場合は、一月十一日（金）までの消印のあるものは有効とする。

2 提出先

住所地为所管する各地域振興局健康福祉部（保健所）に提出すること。

ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）とする。

八 合格者の発表

合格者には、合格証を交付するとともに、平成十四年三月一日（金）に受験番号を県庁南側及び各地域振興局健康福祉部（保健所）の掲示板に発表するほか、合否を郵便がきで通知する。

九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二三七 一一一内線三四六一番）に問い合わせる。

● 山梨県林業改良指導員資格試験の実施

山梨県林業改良指導員資格試験条例（昭和六十年山梨県条例第十九号）第二条の規定により、平成十三年度山梨県林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成十三年十二月三日

山梨県知事 天 野 建

一 試験期日

平成十四年一月三十日及び一月三十一日

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館六〇一会議室

三 試験方法

1 筆記試験

- (一) 必須項目 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
- (二) 選択項目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち一項目

2 口述試験

四 受験手続

1 提出書類

内径 二百五十ミリメートル

特殊マンホール設置工 二基

組立マンホール設置工 八基

4 工期

平成十七年三月十五日まで

5 予定価格

二十六億三千八百五十四万七千七百円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

二 一般競争入札の参加資格

任意の三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる条件に該当するものであること。

1 共同企業体の各構成員に係る参加資格

(一) 平成十三年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十三年山梨県告示第百十六号）に基づく土木一式工事に係る一般競争入札参加資格を有していること。

(二) 各構成員は、次の要件を満たす者であること。

(1) 代表構成員

平成十三年五月一日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の土木一式工事に係る総合評点（以下、「総合評点」という。）が、千二百点以上であり、かつ、平成三年四月一日以後に完成、引渡し済みの工事のうち、対象工事と同種の新設シールド建設工事で、一件の工事請負額が三億円以上の工事（以下、「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員として施工した場合にあつては、当該企業体への出資比率が二十パーセント以上のときの実績に限る。）を有すること。

(2) 代表構成員以外の構成員

代表構成員以外の構成員二者は、総合評点が九百点以上であること。

(三) 一に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事情面において関連がある建設業者でないこと。

(四) 入札日以前六月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(五) 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

(六) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づく更生手続開始の申立て

又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(八) 契約締結日の一年七月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を契約締結時に提示できる者であること。

2 共同企業体の参加資格

(一) 共同企業体の結成は、二の1の条件を満たす者の自由意思に委ねる自主結成方式とする。

(二) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

(三) 代表構成員以外の各構成員の出資比率は、二十パーセント以上であること。

(四) 代表構成員及び各構成員は、当該工事に係る入札において、同時に二以上の共同企業体の構成員になることはできないものであること。

(五) 現在、監理技術者資格者証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、平成三年四月一日以降に監理技術者、主任技術者又は工事実績情報システム（CORNS）に登録されている担当技術者として同種工事への施工従事経験がある者一名を対象工事に専任で配置できる企業体であること。なお、工事の施工にあつては、各構成員が各々技術者を配置すること。また、原則として工事了りまで配置予定技術者の変更は、死亡等の県が認める理由のほかは認めない。

三 入札手続等

1 入札説明書等の交付場所

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県土木部

下水道課企画管理担当 電話〇五五 二二三 一七二五

2 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成十四年一月十八日（金）までの「山梨県の休日」を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において直接交付する。

3 一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出方法

この公告の日から平成十三年十二月十三日（木）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までに山梨県大月市大月町花咲一六五九番地 山梨県桂川流域下水道建設事務所総務用地課に持参すること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十四年一月二十一日(月)午後一時三十分 恩賜林記念館(山梨県甲府市丸の内一丁目五番四号)二階大会議室
 - 5 郵便による入札書の受領期限及び受領場所
平成十四年一月十八日(金)午後五時までに山梨県土木部土木総務課契約担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。
 - 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 7 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない共同企業体の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした共同企業体の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた共同企業体であっても、入札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった共同企業体の行った入札は、無効とする。
 - 8 落札者の決定方法
山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあること認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 四 その他
- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
納付。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。
 - 3 契約保証金
納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもつ

て契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- 4 契約書作成の要否
要
- 5 契約の締結
この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
- 6 その他
詳細は、入札説明書にゆゑ。

Summary

- 1 Subject matter of the contract to be procured
Construction work of the shield for a sewerage in the Katsura basin at the Onuma area of a No.1 Katsura trunk line
- 2 Date and Time for tender
1:30PM January 21,2002
- 3 Bureau in charge
Management Section, Sewers Division, Civil Engineering Department, Yamashiro Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome
Kofu-shi Yamashiro-Ken 400-8501 Japan TEL055-223-1725

正 誤

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|--------------------------------------|---|--------|-------------|-----------|
| 五三四 | 上 | 終わりから三 | 富土川西部中央二期地区 | 富士川西部中央地区 |
| 平成十三年十月四日山梨県告示第四百二十八号(県営土地改良事業計画の変更) | | | | |